

日証協（自）27 第 124 号
平成 28 年 3 月 30 日

内部管理統括責任者 殿

日 本 証 券 業 協 会
執行役 自主規制本部長 山 内 公 明

店頭取扱有価証券の募集取扱いに伴う取引残高報告書への残高情報記載について
－ 営業ルール照会制度に基づく照会及び回答 －

標記の件について、営業ルール照会制度に基づき、協会員から照会のあった下記Ⅰの照会事項について、下記Ⅱのとおり回答いたしましたので、御通知いたします。

記

Ⅰ. 照会事項

当社は、昨年、「店頭有価証券に関する規則」第7条の規定に基づき、上場有価証券の発行会社が発行した譲渡制限付き非上場種類株式（以下、「当該種類株式」という。）の募集の取扱いを行った。なお、当該種類株式は証券保管振替制度の対象外とされていること及び当該種類株式に係る株券が発行されていないことから、募集の取扱いを行った証券会社において当該種類株式の預託を受けることができず、株主名簿管理人である信託銀行が株主名簿により管理している。当該種類株式の取扱いについて、以下の考え方で問題ないか確認したい。

【照会事項】

1. 当該種類株式の保有状況を取引残高報告書に「参考情報」として記載し、顧客に通知することとして問題ないか。

【照会事項に対する当社の考え方及び照会理由】

当該種類株式は、保管の委託等を受けたものではなく、取引残高報告書に記載すべき残高は存在しない。しかし、保有者が多数に上ることやその中には投資初心者も多く含まれることを勘案すれば、顧客サービスの一環として、残高情報に類する情報を取引残高報告書に記載し、保有者に対して定期的に通知することが望ましいと考える。残高情報に類する情報を記載する場合、定期的に信託銀行から当社に通知される株主情報に基

づいた情報を記載することとなり、取引残高報告書の作成基準日現在の情報とはならないことが想定される。したがって、当該情報は「参考情報」として記載することを予定しているが、「参考情報」として記載すること及び株主名簿管理人である信託銀行から通知を受けたいつ時点の情報であることを明示すれば、投資者保護上問題とはならないと考える。

なお、定期的に信託銀行から株主情報を受領することに関しては、募集の取扱いを行った際に、管理や報告等のために必要な情報を当社、信託銀行及び発行会社が相互に提供することに関し、顧客から同意書を受入れ済みである。

【照会事項】

2. 上記「参考情報」については、「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第9条に規定する照合通知書による報告義務の対象ではないと考えてよいか。

【照会事項に対する当社の考え方及び照会理由】

上記のとおり、残高情報に類する情報を取引残高報告書に記載することを想定しているものの、当該種類株式は保管の委託等を受けたものではないため、当該種類株式の取扱いにおいては、照合通知書の対象となる「顧客に対する債権債務の残高」に該当する情報はないと考えられる。したがって、残高情報に類する情報はあくまでも「参考情報」であり、取引残高報告書に記載した当該参考情報は、「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第9条に規定する照合通知書による報告義務の対象ではないと考える。

II. 照会事項1、2に対する回答

1. 照会事項1.について

金融庁当局に照会したところ、「貴見のとおり取り扱って差し支えない」旨の回答がありましたのでお知らせいたします。

2. 照会事項2.について

貴見のとおり取り扱って差し支えありません。

以 上

- 本件に関するお問合せ先：自主規制企画部（TEL 03-3667-8470）